

# 計画の基本理念および緑の将来像（案）について

## 1. 基本理念（案）

遠くに見える山々、まちにある木々、道や河原の草木や花々、身近にある公園等、都市にある緑は、人に潤いと安らぎを与えてくれるとともに、環境問題の改善に資する身近で貴重な自然です。また、本市が有する、桜舞う千秋公園や紅に染まる太平山をはじめとする四季折々の美しい自然は、次世代に継承すべき市民の財産ともいえます。

本市の緑は、潤いのある良好な生活環境の創出、防災性の向上、生物多様性確保への寄与など、多様な機能により、市民にとって、レクリエーション活動等を通じた地域交流・世代間交流の場、子供の健全な心身育成のための場、まちづくり活動への参画・実践の場となっており、心の豊かさを実感できる暮らしに寄与しています。

一方で、人口減少などの社会情勢の変化から、本市の魅力をより高め、持続可能な都市へと再構築するため、これまでの緑の量の確保といった視野に加え、公園をはじめとする既存の緑の多機能性を、都市のため、地域のため、市民のため、緑をより活かすことに視野を広げて取り組んでいく必要があります。

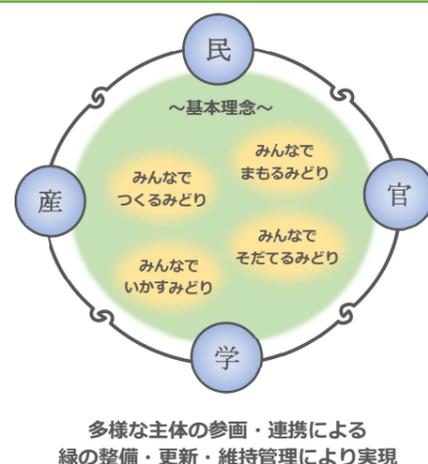
このことから、多様な主体が関わり合いながら、これまでの「守る」「つくる」「育てる」の3つのみどりの視点に、「活かす」を追加し、「みんなでまもるみどり」「みんなで作るみどり」「みんなでそだてるみどり」「みんなでいかすみどり」の4つのみどりを基本理念として掲げます。

これまでは・・量 の充足

・市街地整備に合わせた公園・緑地の量の整備・確保

これからは・・質 の向上

- ・持続可能でコンパクトな都市づくりに寄与する公園・緑地の魅力創造
- ・多様なライフスタイルやニーズに対応した公園・緑地の再生・活性化



### ■みんなでまもるみどり

本市には、美しい原風景として広がる緑、温室効果ガスの吸収源や多様な生物の生息・成育の場としての役割を担う緑、秋田城址をはじめとする各種文化財と一体となって風土・風格を備えた緑など、多様な機能を備えた緑が分布しており、貴重な資源として保全していく必要があります。

そのため、貴重な緑を良好な状態で次の世代へと継承していくことを目指し、多様な主体が一体となって適切な保全を進めていきます。

### ■みんなで作るみどり

緑の創出は、人口減少・高齢化の進行や厳しい財政制約の高まり等に対応し、多極集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成と整合した、「選択と集中」の考え方を踏まえて取り組んでいく必要があります。

そのため、引き続き身近な公園の整備を進める一方、長期に整備未着手となっている都市計画公園・緑地等を対象とした適切な見直しを進めていくとともに、必要な緑は、多様な主体との協働により整備を推進していきます。

また、身近な緑の創出による良好な生活・居住環境の形成に向け、市民との協働による民有地や空き地の緑化等を促進していきます。

### ■みんなでそだてるみどり

人口減少や高齢化の影響等により、緑の担い手不足が懸念されるなか、良好な緑の「保全」「創出」「活用」の実現には、多様な主体との協働によって取り組んでいく必要があります。

そのため、緑の重要性や役割の再認識と、緑の担い手を育て・増やしていくことを目指し、緑に関する情報提供の推進、緑の教育の場としての活用、緑の活動に対する支援制度の充実等を進めていきます。

### ■みんなでいかすみどり

本市の緑は、一定量の都市公園面積を確保していることから、今後は、多様化するライフスタイルやニーズに対応しながら、既存ストックの活用に向けて取り組んでいく必要があります。

そのため、多様な主体によって使われる緑を目指し、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現や、子育て支援の充実、多様なヒト（人）・モノ（商品やサービス）・コト（事象）の誘発など、多様な観点で機能を高め、緑の再生・活性化を進めていきます。



## 2.2 緑のまちづくりの基本方針（案）および重点テーマ（案）

緑の将来像の実現に向けて、4つの基本理念に基づく基本方針と重点テーマを次のとおり設定します。

また、重点テーマは、実現に向けた検討等を優先的に実施します。

### 「基本理念①：みんなでまもるみどり」に係る基本方針等

#### ■樹林地、農地等、自然の緑を保全します

本市は、太平山一帯の山々、高尾山周辺の山々等の樹林地帯に囲まれ、市街地との間には、田園地帯が広がっています。この田園の背後にある里山は、実り豊かな田園を育むために重要な役割を担っています。また、屋敷林や社寺林などの樹林・樹木、公園や民有緑地等の都市緑地、住宅街の生垣や庭木等、市街地にある身近な緑は、潤いのある良好な生活環境を形成する上で重要な役割を担っています。

さらに、それらの緑は、生物多様性の向上や地球温暖化対策等に寄与し、その期待も近年一層高まっていることから、適切な保全が求められています。また、日本海沿岸には松林により海岸樹林地帯が広がっていますが、近年松くい虫被害により、歴史ある松林の景観が損なわれてきており、松くい虫防除等の被害軽減や造林等、保全と再生に向けた活動が求められてきています。

このため、地域の緑は、風致地区等の緑地保全制度を活用するほか、多様な主体が協働・参画した活動により、生態系に配慮した保全を進めていきます。

#### ■公園施設の計画的な維持管理を進めます

本市の所有する公園施設のうち、高度経済成長期に集中的に整備された施設は、一斉に老朽化が進行していることから、安全性の低下が懸念されるほか、維持管理費や更新経費の増加が見込まれています。

このため、公園施設の安全性と機能の確保および維持管理費等の縮減や平準化に向けて、公園長寿命化計画を策定するとともに、計画に基づく定期的な点検や修繕の実施等を推進します。

### ～ “みんなでまもるみどり” の重点テーマ ～

#### 【重点テーマ】 緑地保全制度を活用した適切な保全

- ・樹林地帯や田園地帯、都市において自然的な要素に富んだ緑地等は、風致地区等の緑地保全制度を活用し、生物多様性にも配慮した適切な保全を推進します。

### 「基本理念②：みんなでつくるみどり」に係る基本方針等

#### ■みどりの拠点づくりを進めます

本市には、千秋公園や大森山公園、太平山リゾート公園等、多くの都市公園等が整備されています。また、街区公園等身近に利用できる公園は、身近なオープンスペースとして、暮らしに潤いや余暇の場を提供するだけでなく、地域のコミュニティの場として、また災害時の避難場所として、除雪の一時的な堆雪の場として等、都市のため、地域のため、市民のために多様な役割を發揮しています。

本市では、市民1人当たりの都市公園面積が全国平均の約2倍を確保しており、一定量の公園が整備されています。一方で、市街地には、無理なく歩いていける身近な公園が不足している地域も見られます。

このため、身近な公園の整備を進める一方、コンパクトな市街地形成と整合した「選択と集中」の考え方を踏まえ、長期に整備未着手となっている都市計画公園・緑地等の、適切な見直し等を推進するとともに、多様な主体との協働・連携による整備を推進します。

#### ■水とみどりのネットワークづくりを進めます

本市には、森林や田園、社寺林、公園等の多様な緑があり、雄物川、岩見川、太平川等の多くの川、緑化された道路等により、相互につながり、水と緑のネットワークを形成しています。これらの緑は市民にとって、緑豊かな景観を提供するほか、レクリエーション機能や防災機能等、重要な役割を担っています。さらに、鳥や昆虫等の生き物にとって、健全な生態系を維持・形成するための重要な役割も担っています。

このため、今後とも河川や森林、道路の街路樹や民有地等を活かし、エコロジカルネットワークの観点を踏まえた、水や緑のネットワークの形成を目指します。

### ■みどり豊かな生活環境づくりを進めます

緑は、生活環境に潤いややすらぎをもたらすだけでなく、火災の延焼、土砂災害の防止、避難路や避難場所としての役割、災害時の防災拠点等災害から市民の生命や財産を守る重要な役割を担っています。また、ヒートアイランド現象を緩和するための働きもあります。さらには、住宅地における防犯のための役割等も期待されています。

住宅地の緑は、安全・安心で、美しいまちづくりにおいて、大きな役割を担っていると言えます。

このため、公共公益施設や公共用地における緑化の推進とともに、市民・事業者等との協働により、建物用地や空地等の民有地の緑化等を促進することにより、身近な緑の創出による豊かな生活環境の形成を推進します。

#### ～ “みんなでつくるみどり” の重点テーマ ～

##### 【重点テーマ①】暮らしに身近な公園を配置することを目指した都市公園の整備および拡充を推進します

- ・整備未着手の都市計画公園・緑地等について、無理なく歩いていける身近な公園が不足している地域を中心に、将来の人口動向等の予測結果や事業効果等を勘案し、整備を推進します。

##### 【重点テーマ②】長期整備未着手の都市公園等の見直しを推進します

- ・長期整備未着手の都市計画公園・緑地等について、必要性や代替性、実現性を評価します。
- ・評価結果を踏まえ、住民との合意形成を十分に図った上で、区域縮小等の変更や廃止の方針を決定し、順次、都市計画変更手続きを進めます。

### 「基本理念③：みんなでそだてるみどり」に係る基本方針等

#### ■みどりのパートナーづくりを進めます

本市では、身近な公園の維持管理のための公園愛護協力会の活動や、市民による緑化を支援するための活動支援基金の活用等により、市民や事業者等の主体が緑のパートナーとして関わっています。地域における良好な緑を「つくる」「まもる」「いかす」ために、市民や事業者の主体的な活動とそれらの活動を支える仕組みづくりのさらなる充実が求められています。

このため市民・事業者等、多様な主体との協働による緑のまちづくりの促進に向けて、緑や公園等に関する地域団体の設立、育成を支援するとともに、活動に対する支援制度等の充実を推進します。また、多くの団体間の交流を通じたネットワークづくりを推進することにより、多様な主体の緑に対する積極的な関わりを促進します。

#### ■みどりへの“気づき”づくりを進めます

緑のパートナーを育成し、より多くの市民の参加を促進するためには、緑の大切さを実感してもらうこと、そして何より、緑に触れることの喜びを感じてもらうことが必要であり、そのための第1歩として“気づき”が重要となります。また、緑をそだて、まもるための地域組織が活動を継続するためには、その活動を認知し、評価してもらうことも大きな要因の一つといえます。

このため、より多くの市民が、緑の大切さを感じ、緑を通して楽しみ、喜びを感じることができる機会の創出、活動団体に関する情報提供の推進や緑の教育の場としての活用等により、“気づき”づくりを推進します。

#### ～ “みんなでそだてるみどり” の重点テーマ ～

##### 【重点テーマ】多様な主体との協働を促進します

- ・緑のもつ多機能性を最大限発揮するためには、多様な主体が連携して緑の利活用を推進していくことが重要であることから、市民が主体となっていく活動への支援、技術提供の充実等、多様な主体の参画を促進する取組を推進します。

## 「基本理念④：みんなでいかすみどり」に係る基本方針等

### ■ 県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます

本市では、中心市街地活性化の基本コンセプトを『千秋公園（久保田城跡）と連携した城下町ルネッサンス（中心市街地再生）』と設定し、中心市街地を本市の“顔”として、また、秋田広域都市圏の発展を牽引する中心拠点として、その再生・活性化を図っています。

また、中心市街地に立地する千秋公園は、「久保田城」を中心とし、本市の歴史、伝統、文化を集約した象徴的な文化遺産であるとともに、古くから市民の憩いの場として親しまれています。さらに、本市の玄関口である JR 秋田駅に近いことから、県内外をはじめ、海外からの観光客も訪れるなど、本市を訪れる方々にとって、歴史と風格と緑豊かな秋田の象徴を感じる場所となっています。

このため、千秋公園について、平成30年3月に改定した千秋公園再整備基本計画に基づき、歴史的遺構の活用や緑と風景の再生による新たな魅力の創出、公民連携による運営マネジメントの推進等、これまで育まれた魅力（財産）を活かすことで、憩いとにぎわい空間を再生し、千秋公園を中心とした県都秋田にふさわしい“顔”づくりを推進します。

### ■ 既存ストックの活用を進めます

本市には、利用頻度が低くなっている公園等、市民のライフスタイルやニーズの多様化への対応が求められている公園があります。これらの公園は、多様な主体に使われる緑を目指し、地域特性に対応し、公園の持つ多機能性を最大限に発揮させることが求められます。

このため、従来の管理運営の形にとらわれず、地域全体・都市全体を見て緑の魅力、機能を向上させていくため、居住環境の維持・改善、にぎわい創出等を踏まえた機能更新等、多様な視点からストック効果を高める取組を推進していきます。

## ～ “みんなでいかすみどり” の重点テーマ ～

### 【重点テーマ①】 千秋公園の再整備を推進します

- ・ 千秋公園再整備基本計画に基づき、これまで育まれた千秋公園の魅力（財産）を活かすことにより、憩いと賑わい空間の再生を推進します。
- ・ 歴史的遺構の活用や緑と風景の再生による新たな魅力の創出、公民連携による運営マネジメントを推進するとともに、多様な目的に配慮した、誰もが利用しやすい公園づくりを推進します。

### 【重点テーマ②】 居住環境の維持・改善、にぎわい創出の観点を踏まえた、都市公園や公共施設の活用を推進します

- ・ 立地適正化計画で位置づけられた都市機能誘導区域や居住誘導区域等、とくに都市機能や居住機能の維持・増進を図る地域にあっては、居住環境の向上やにぎわい創出の観点を踏まえた、都市公園や公共施設の活用を推進します。

### 【重点テーマ③】 多様な文化との連携強化、民間活力活用の観点を踏まえた既存ストックの活用を推進します

- ・ 福祉、農業といった多様な分野とのハード面、ソフト面の連携を強化し、都市公園や公共施設の活用、産業利用時の端材の活用等、既存ストックの活用を推進します。
- ・ 公園・緑地のさらなる魅力向上のため、指定管理者制度や設置管理許可制度、Park-PFI等の民間活力の活用を促進します。